

役員候補者選考委員会規程

(総 則)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款 21 条の規定に基づいて選任される理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、あらかじめその候補者を選考することを目的に定める。
- 2 本連盟の役員は、役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）で推薦された者の中から評議員会の決議により選任される。

(審議事項)

- 第2条 本委員会は、本連盟の定款第 21 条に定める新役員の選考にあたり、つぎの事項を審議し、評議員会に推薦する。
- (1) 候補者の選考に係わる基本的考え方に関すること
- (2) 候補者の推薦、審査及び選考に関すること
- (3) その他必要と認めること
- 2 役員候補者の選定要領及び役員選任規程並びに役員の在任年齢に関する規程は、別に定める。

(委員長及び委員)

- 第3条 本委員会は、理事（外部理事）3名以内、評議員（外部評議員）3名以内、外部有識者2名以内、監事1名、事務局職員1名により構成し、7名以上10名以内とする。
- 2 委員の構成は、評議員（外部評議員）、外部有識者、監事、事務局職員が過半数を占めることとする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 本委員会の委員は、評議員会により選任される。

(任 期)

- 第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

(委員会)

- 第5条 本委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長が議長となる。
- 2 本委員会の議事は、委員長及び委員全員の合意により決定する。但し、候補者が本委員会の委員長又は委員である場合には、当該委員長又は委員は、第2条第1項（2）の選考に関する決定のうち自身の決定には参加しない。
- 3 前項の議事のうち、第2条第1項（2）の選考に関する決定については、1名ずつこれを行う。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成25年（2013年）3月3日より施行する。

附則 2 本規程は、平成27年3月1日より一部改定施行する。

附則 3 本規程は、令和4年6月26日より一部改定施行する。